

令和6年度 生徒指導規程

呉市立仁方小学校

第1章 総則

この規程は、呉市立仁方小学校で学校教育を受ける児童の人格の完成と健やかな成長を願い、小学校卒業までの見通しをもった指導について、共通認識・共通実践を図るためのものである。児童の気になる事案については家庭訪問をして保護者と連携を図る。(内容は第2・3章に示す。)

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するために規定するものである。児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登下校)

第2条 登下校については、次のことを指導する。自宅を出て、自宅に帰るまでを学校の教育活動とする。社会の一員として、交通安全ルールを守り、歩いて登下校をする。

(1) 徒歩通学

①歩道のマナーを守り通学路を通る。

※登下校のとき、通学路以外を歩いていても、日本スポーツ振興センターの保険適用になりません。

②下校時には寄り道をしない。

(2) バス通学

公共交通機関を利用する時のマナーを守る。

(車内、バス停での過ごし方)

(登校・遅刻・欠席・早退)

第3条 登校・遅刻・欠席・早退については、次のことを指導し、望ましい生活習慣作りをするために、登下校などに関する規定をする。

(1) 始業時刻は、8時10分だが、7時45分を目安に登校する。

(2) 登校については集団登校を行う。

(3) 下校時刻は、帰りの会終了後すみやかに下校する。ただし、16時までは学習などのために教職員の判断のもと学校に残ってもかまわない。

(4) 登下校の時は、決められた通学路を通る。

(5) 欠席及び遅刻の場合、8:00までに保護者が欠席・遅刻の理由を学校に連絡する。

(6) 遅刻した場合は、児童が職員室にて登校の報告をした上で教室へ向かう。

(7) 早退の場合は、保護者に早退の理由、時間を学校に連絡し、迎えに来る。

(服装・頭髪)

第4条 頭髪については、次のことを指導する。学習活動や運動などの教育活動に妨げとならない清潔かつ自然な髪型や長さとする。改善が見られない場合、特別な指導を行う。

(1) 不自然な髪型(パーマ・そり込み・一部を極端に伸ばしたり切ったりすること・バランスのとれない髪型等)にしないこと。

(2) 染色・脱色・着毛をしないこと。

(3) 肩より長い髪の毛は結ぶこと。

(4) 髪を結ぶ際は、ヘアゴム・ヘアピン(黒・茶・紺色)を使用すること。華美または不自然な髪留め(カチューシャ等)は不可。

(5) 学習にふさわしい服装をすること。

(6) 保健上の都合で上記の規程にできない場合は、保護者を通して担任に届け出て学校の許可を得る。

(化粧・装飾・装飾具・不要物)

第5条 化粧・装飾・装飾具・不要物については次のことを指導する。

(1) 口紅(色つきや匂い付きのリップクリームを含む)を使用しない。

(2) マニキュアなど、爪や身体への装飾をしない。

(3) ピアスはあけない。また、ピアス・指輪・ネックレス・ブレスレット・ミサンガなどの装飾具をつけない。

(4) 眉毛はそり落とさない。

(5) 携帯電話・情報通信機器・カメラ・ゲーム類・マンガ・化粧品・お菓子・ジュース・装飾品・カッターナイフ、その他学習活動に必要なでない物は持参しない。(違反があった場合は、学校で預かり懇談時に保護者に返す。また、改善が見られない場合、特別な指導を行う。)

(持ち物・身なり)

第6条 持ち物・身なりについては次のことを指導する。持ち物には必ず記名をする。

(1) 上履き・体育館シューズ

①学校指定の物を使用する。

②体育館シューズは体育館のみで使用する。

(2) 下履き

下履きは、運動に適した運動靴(マジックテープ・靴ひもの付いたもの)を履いてくる。ハイカット、スリッポン、サンダルは使用し

ない。

(3) 名札

名札は左胸に付け、下校時には外して帰る。

(4) 手袋・マフラー類・カイロ

手袋・マフラー類は登下校のみ着用する。カイロは身に付けるか、ポケットに入れる。

(5) 体操服

- ①シャツは裾をズボンに入れる。
- ②体育の服装は、指定体操服で行う。
- ③赤白帽子は、適切な長さのゴムを付け、あごにかける。
- ④連続して体育がある日は、体操服に準じた服装で体育を行うこともできる。その際、その服を持参すること。
- ⑤冬季の体育では、体育にふさわしいフードなしの上着やズボンを着用することができる。その際、その服を持参すること。
- ⑥規程の服装にできない場合は、保護者より担任に申し出て学校の許可を得る。

(6) 持ち物について

- ①ランドセルや筆箱などにアクセサリをつけない。(反射板は交通安全のためにつけてもよい。お守りはランドセルの外側に見えないようにつけてもよい。)
- ②筆箱の中身や道具箱の中身は、各学年の指示に従う。

(校内の生活)

第7条 校内の生活については、次のことを指導する。

(1) 授業

- ①次の授業の用意をし、始業のチャイムが鳴る前に着席し、黙想する。
- ②授業時のあいさつ、返事を大切にし、よい言葉遣いをする。

(2) 休憩時間

- ①校内放送は座って静かに聞く。
- ②特別教室や体育館、他の教室には勝手に入らない。
- ③廊下・階段は右側を歩く。
- ④西階段は使わない。
- ⑤赤コーンの時は運動場で遊べない。黄コーンの時はボールを使って遊べない。
- ⑥決められた場所で遊ぶ。廊下、階段、南校舎より北では遊ばない。

(3) 掃除

掃除は、学校の環境を整える学習活動の1つとして取り組む。掃除開始のチャイム時は黙想し、無言掃除に取り組む。

(4) その他

- ①学校内の施設設備を破損した場合や破損を発見した場合は、すみやかに職員に届ける。破損については、原則、実費弁償とする。場合によっては関係機関と連携する。
- ②校外で行われる学校の教育活動においても、この規程通りとする。
- ③卒業生や部外者の学校内への無断立ち入りは禁止する。用事のある場合は、職員室へ連絡する。学校の施設内に入り、指導したのにも関わらず、校外に移動しない場合、関係機関と連携する。

第3章 校外での生活に関すること

この章は、保護者責任の観点から、その指導内容も記載する。本章の内容は、学校・家庭・関係機関と連携をとり指導する。同一指導を繰り返す児童の場合、特別な指導を行う。

(校外での生活)

第8条 校外の生活について次のことを指導する。

(1) 交通安全

- ①歩行者としての交通ルールを守る。
 - ・右側を歩く。
- ②自転車に乗るときは、運転手としての交通ルールを守る。
 - ・体に合った自転車に乗り、できるだけヘルメットをかぶる。
 - ・二人乗りや手放し運転をしない。
 - ・国道では乗らない。
 - ・踏切や横断歩道を渡る時は、自転車から降りて電車や自動車が来ていないことを確かめてから押して渡る。
 - ・自転車は道路の左側を通る。小学生は歩道で乗っても良い。

(2) 校外での生活

- ①外出の場合は、行先・帰宅時間を家族に伝えておく。夕方5時30分(5月～9月)夕方5時(10月から4月)までには家に帰っておく。
- ②子供だけで仁方から出ない。
- ③子供だけで夜間は遊びに行かない。
- ④子供だけでゲームセンター・カラオケボックス・インターネットカフェ・ボーリング場・マンガ喫茶・ビデオ取扱店・映画館、遊技場(ゲームコーナーを含む)に入店しない。用もなくお店に入店しない。
- ⑤保護者は、広島県青少年育成条例により、娯

楽施設の使用に当たっては、同伴の場合であっても夜間の利用はしないようにする。

⑥用事がないのにお店に入ったり騒いだりしない。

⑦早く帰った日には、15:00までは家で学習や読書をして過ごす。

⑧情報通信機器

学校への携帯電話の持ち込みを禁止する。また、子供の使用する携帯電話や情報通信機器については、家庭でのルール作りや、フィルタリングに努め、子供の利用状況を把握する。

⑨酒・たばこの購入

保護者は、酒・たばこ類を児童に購入させないようにする。

⑩危険箇所への立ち入り

保護者は、立ち入り禁止箇所に子供を立ち入らせない。遊泳禁止区域で遊泳させない。

⑪火遊び

保護者は、子供だけで火遊びはさせない。花火は大人と一緒にさせる。

⑫交通違反

保護者は、子供が道路交通法に違反しないよう指導する。

⑬虐待やネグレクト（育児放棄）

保護者に虐待やネグレクトが疑われる場合は、学校から関係機関に通告する。

第4章 特別な指導に関すること

（特別な指導）

「社会で許されないことは、学校においても許されない。」との認識に基づき、児童が校内および校外で問題行動を起こした場合には反省させ、よりよい学校生活を送るために指導する。

第9条 問題行動に対し、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。指導に当たっては、発達段階や常習性を配慮する。本校の定める指導段階は次の通りである。

第1段階

本人への指導及び保護者への連絡
（電話連絡・家庭訪問など）

第2段階

本人への指導及び保護者来校による面談

第3段階

第2段階までの指導を踏まえた学校からの懲戒

（校内反省個別指導）

（1）学校の規則等に違反する行為Ⅰ

次の行為があったとき、第1段階の指導を行う。

①授業中、勝手に教室外に出たり、授業態度に問題があったりする場合

②不要品を持ち込んだ場合

③マナー、モラルに反する言動を行った場合

④指導に従わない場合

⑤生徒指導規程を守らない場合

⑥その他、学校が教育上指導を必要と判断した行為

（2）学校の規則等に違反する行為Ⅱ

次の行為があったとき、第2段階の指導を行う。また、場合によっては関係機関との連携を行う。

①第1段階で指導が改善できない場合

②不要品の持ち込みのうち、危険物や授業の妨げになる物を故意に持参・使用した場合（携帯電話を含む）

③携帯電話やインターネットにより他人を誹謗中傷したり、不正な利用をしたりする行為

④登校後の無断外出・早退

⑤個人間物品交換・売買

⑥暴力行為（対教師、対児童、対人、器物破損、物に当たる）

⑦喫煙及び準備行為（購入、所持）

⑧指導に従わない場合（指導無視、暴言）

⑨家出、深夜徘徊

⑩金品強要

⑪不健全娯楽

⑫その他、学校が教育上指導を必要と判断した行為

⑬その他、法令・法規に違反する行為

（3）学校の規則等に違反する行為Ⅲ

次の行為があったとき、第3段階の指導や関係機関との連携を行う。

①第2段階で指導が改善できない場合

②その他、学校が教育上指導を必要と判断した行為

③その他、法令・法規に違反する行為

（4）いじめに関して

校内委員会でいじめ事案を検討し、指導を行うものとする。場合によっては関係機関との連携を行う。いじめの問題の的確な対応として、早期に呉市教育委員会、警察に相談又は通報を行い、連携を図る。

（校内反省個別指導）

第11条 特別な指導のうち「第3段階校内反省個別指導」については、次のとおりとする。期間は、概ね1日から5日間とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を変更することがある。

(1) 校内反省指導の方法

- ①反省指導は別室で行う。
- ②教育相談と反省指導を複合した指導
スクールカウンセラー等との教育相談と個別
反省指導を並行して行う。

令和 4 年 4 月 1 日一部改正

令和 5 年 4 月 1 日一部改正

令和 6 年 4 月 1 日一部改正

(特別な指導を実施するにあたって)

第 1 2 条 特別な指導は、児童が自ら起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたっては、次の事項について明確にする。

- (1) 特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、児童・保護者に伝える。そして、保護者の了解を得て行う。
- (2) 特別な指導を行う場所は児童の落ち着ける場として別室を利用する。
- (3) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省（振り返り）、再発防止の為の具体的な約束や展望を持たせる。
- (4) 指導記録を残す。
- (5) 法令・法規に違反する行為・いじめ・暴行行為（器物破損を含む）を繰り返す場合及び繰り返し指導しても改善が見られない場合、連携をとる。
- (6) いじめの問題の的確な対応として、早期に市教委、警察に相談又は通報を行い、連携を図る。
- (7) 反省指導は、目的を明確にして短期間で行う。
(目安となる日数を第 1 1 条に明記) また、児童の発達の段階も考慮して効果的に行う。

(規程の周知)

第 1 3 条 学級における指導や、児童を対象とする全校集会、保護者を対象とする入学説明会、PTA 総会、懇談会などで、直接説明を行ったり、ホームページで公開したりする。

附則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

平成 25 年 4 月 1 日一部改正

平成 26 年 4 月 1 日一部改正

平成 27 年 2 月 1 日一部改正

平成 27 年 4 月 1 日一部改正

平成 28 年 2 月 1 日一部改正

平成 29 年 2 月 1 日一部改正

平成 30 年 4 月 1 日一部改正

平成 31 年 4 月 1 日一部改正

令和 2 年 4 月 1 日一部改正

令和 3 年 4 月 1 日一部改正